

仕 様 書

1 業務名

住民満足度調査事業

2 実施時期

契約締結の日～令和7年1月31日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「せとうち7県」という。）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。当機構では訪日外国人旅行者の広域的な周遊観光を促進するにあたり、せとうち地域の認知度向上を図る施策や海外リピーター客の確保を図る施策を実施している。観光客の満足度を向上させ、リピーター客を獲得していくために、瀬戸内域内の事業者や住民がみずから積極的に観光客を迎え入れ、地域経済活性化を実現するマインドを醸成していくことが重要である。

そこで、地域住民の観光客増加に対する満足度やその要因等を調査し、現状把握と今後の地域経済活性化を実現する為の具体的な施策を定めるため、せとうち7県の住民等を対象にWebアンケートを実施する。

4 業務の内容

上記の目的を踏まえ、以下の業務を遂行すること。

(1) 実施内容

せとうち7県の住民（18歳以上の男女）を対象に観光客増加に対する住民の評価（満足度）の現状及びその現状に至る要因（生活・環境改善、経済的、精神的な面等）を特定するための調査を設計し、Webアンケートにより調査を実施すること。

調査内容の骨子は以下のとおりとすること。

なお、具体的な調査項目等については当機構と協議の上、決定すること。

①調査対象は、せとうち7県の住民とし、各県1,000以上のサンプル、合計で

7,000以上のサンプルを回収すること。また併せて、せとうち7県以外の住民にも調査を実施し、瀬戸内7県との違いを比較・分析するベンチマーク調査を実施すること。

②観光関連事業者とその他の職業で区分して分析できる調査設計とすること。

③WebアンケートはPCだけでなく、スマートフォンでも回答可能にし、回答し

やすい環境を作ること。

- ④回収した回答データは居住地・年齢の確認を行い、調査対象者と一致しているかチェックをすること。また、回答精度が低いと考えられるデータを排除する等、データクリーニングを行うこと。
- ⑤集計・分析においては、専用の集計ソフトを用いて、正確にデータの集計を行うこと。
- ⑥報告書の作成においては、調査項目の結果はクロス分析も含めて全て報告書に記載し、分かりやすくまとめたうえで報告すること。具体的には、時間経過による変動を把握する時系列データ及び同一時点での複数項目間の関係に着目し、回答者の属性ごとに状況や課題を明確にする横断面データの双方から分析を行うこと。また、グラフ及び要点を端的にまとめたコメントをつけること。
- ⑦住民満足度の向上や、その他の地域経済活性化に向けて、調査結果の分析・課題の整理・対策の提案を報告書にまとめること。
- ⑧過年度に機構が実施した「住民満足度調査」の結果と経年比較を意識した調査設計・手法とすること。ただし、業務の目的に則った上で既存調査項目の変更や項目の追加・削除を精査・検討し、提案すること。
 - ・過年度調査事業報告書 (<https://setouchitourism.or.jp/ja/info/category/activity/>)
- ⑨別紙に定める「瀬戸内広域観光拠点地区市町（11 拠点 29 市町）」の居住者で区分して分析できるような調査設計とすること。
- ⑩本事業については当機構が今年度実施している他事業との連携を図ること。

(2) 調査時期

令和6年10月から11月まで（想定）

(3) 留意事項

①本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む）は、期間の制限なくホームページ、印刷物、DVD、講演・講習及び放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することを想定しているため、二次利用も含めた権利関係に関する許諾等の手続きを行うこと。

②上記に必要な権利関係の許諾等の手続きに必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。

5 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

6 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等、事故が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

(2) 制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

7 報告書・成果物の提出並びに納品について

また、年間の報告書を次のとおり提出すること。

- (1) 提出物 事業実施報告書 1部および電子データ
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 令和7年1月31日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、事前に機構職員の承認を受けること。

8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

9 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有

するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

11 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が発生した場合は、その都度機構と協議のうえ、処理すること。

(2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。

(3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

別紙

瀬戸内広域観光拠点地区市町一覧（11拠点29市町）

広域観光拠点地区	関係市町
下関	山口県下関市
山口・萩	山口県山口市・萩市
広島・宮島・岩国	広島県広島市・廿日市市, 山口県岩国市
松山・内子	愛媛県松山市・大洲市・内子町
瀬戸内しまなみ海道 (尾道・今治)	広島県尾道市・福山市・竹原市, 愛媛県今治市
岡山・倉敷	岡山県岡山市・倉敷市・備前市
高松・直島・琴平・小豆島	香川県高松市・直島町・琴平町・小豆島町・ 土庄町
大歩危・祖谷	徳島県三好市
徳島・鳴門・淡路島	徳島県徳島市・鳴門市, 兵庫県淡路市・洲本市・南あわじ市
姫路	兵庫県姫路市
神戸	兵庫県神戸市